

仕 様 書

文化市民局美術館

(担当：西田・魚谷 TEL：075-771-4107 FAX：075-761-0444)

件 名	産業廃棄物収集運搬及び処分
契 約 期 間	契約日から令和8年5月29日まで
契 約 条 件	<p>1 総則 京都市契約事務規則、労働基準法、労働安全衛生法、そのほか関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき適格に業務を履行すること。</p> <p>2 委託内容 産業廃棄物収集運搬及び処分 ※建物内からの運搬、運搬にあたり必要な廃棄物の解体、分解作業含む。</p> <p>(1) 収集場所 京都市京セラ美術館 桜水館 ※収集場所内で回収場所を移動する場合がある。</p> <p>(2) 収集日時 契約日から令和8年5月29日までの期間のうち、受託者と本市で協議のうえ決定した日時（原則、平日月曜日から金曜日で10時～17時）とする。</p> <p>(3) 種類及び数量 次頁「産業廃棄物の内容」を参照</p> <p>(4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の送付等 マニフェストは、受託者が用意することとし、必要事項を記入のうえ、下記のとおり美術館に送付すること。 ア 産業廃棄物引渡時・・・A票 イ 収集運搬後10日以内・・・B2票 ウ 処分終了後10日以内・・・D票、E票</p> <p><送付先> 〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町124 京都市京セラ美術館</p> <p>3 支払い 契約期間満了後、本市の指定する方法により行う。</p> <p>4 その他 (1) 業務実施中に発生した事故、負傷等については、本市は一切の責任を負わない。 (2) 受託者は、受託業務上知り得たことについては、本市の許可を得ずに外部へ公表又は漏らしてはならない。 (3) 本仕様書に明記のない場合又は疑義を生じた場合においては、速やかに受託者と本市で協議すること。 (4) 契約の相手方は京都市競争入札参加有資格者に限ります。 (5) 見積書の宛先は「京都市長」としてください。 (6) 見積書はFAX又は郵送により担当宛てに送付してください。 (7) 御契約させていただき業者様にのみ連絡いたします。</p>

産業廃棄物の内容

(建物 地下1階)

※木製の書棚と壁については、必要に応じ解体、分解して搬出すること





(屋外)



